

後期高齢者医療に関するお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所がある75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和3年7月31日ですので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	〇割		
有効期限	令和4年7月31日		
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇 令和4年7月31日 住 所 羽島郡笠松町司町1番地			
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	39213038
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		<input type="checkbox"/>

令和3年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和3年度の保険料は、令和2年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料の決まり方】

令和3年度の保険料額は、以下のア、イの合計額になります(ただし、64万円を上限とします)。

ア：均等割額(被保険者一人当たり44,411円)

イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.55%) ※総所得金額等-43万円(基礎控除額)

(注)基礎控除額は、令和3年から43万円に変わりました(令和2年までは33万円)。

保険料の軽減措置について

保険料均等割額の軽減措置は、特例的に実施されてきましたが、令和2年度で特例的な軽減措置は終了しました。保険料額が変更となる方で、保険料を年金からの天引きで納付している場合の天引き額への影響は10月からです。

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等 ^{*1} の合計額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{*2} の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{*2} の数-1)+28.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{*2} の数-1)+52万円×(被保険者数)以下

※1 令和3年度から軽減の基準が変わりました。基準となる「10万円×(年金・給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で110万円を超える方または65歳未満で60万円を超える方)。

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。